

令和5年度「食育推進支援事業（食事提供活動支援事業）」事業実施要領

1 事業名

令和5年度「食育推進支援事業（食事提供活動支援事業）」

2 事業の趣旨

児童生徒の朝食に係る課題として、摂取率の向上、食事内容の充実、厳しい環境にある子どもたちへの支援などが挙げられ、学校において、子どもたちの食事の重要性の理解を促し、自分で食事を選択する力、食事を作る力を育成するなど、生涯にわたって望ましい食生活習慣を実践する力の育成が求められている。

このことから、子どもたちの望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、実践する力を育成するため、地域の食育ボランティア団体等（以下「実施団体」とする。）による食事提供活動及び食育活動の充実等を行い、県内の食育を推進する。

3 事業の内容

児童生徒に朝食の食事提供活動を実施する団体に対して食材、資料、情報等の提供を行い、実施団体による食事提供活動への理解を深め、活動を充実させる。

また、実施団体による食育活動を推進することにより、児童生徒の健康的な生活習慣に関する意識を高め、朝食の重要性の理解促進、自分で食事を選択する力等の育成を図る。

(1) 事業の流れ

① 事業の周知・募集

高知県教育委員会が、市町村（学校組合）教育委員会等に周知・募集を行う。

② 実施団体の選定

別紙様式1「食事提供活動計画書」の提出のあった実施団体から、下記の点に留意して、高知県教育委員会が選定する。決定通知後は事業委託先と連絡調整を行いながら事業を推進すること。

- ・実施主体は地域のボランティア等とする。
- ・食事提供の場所は、原則小学校及び中学校とする。
- ・食事提供活動を年間3回以上実施する団体とする。
- ・実施について、学校及び市町村（学校組合）教育委員会の同意（別紙様式2同意書による）を得た実施団体とする。
- ・実施団体は、食事提供時に食育活動（食材の紹介、朝食レシピの普及・啓発、和食の普及等）を行い、食育の推進を図ることとする。

③ 食材等の調達・供給

- ・食事提供活動で使用する食材等の調達・供給は事業委託先が行う。
- ・現物支給一覧表（別紙）の中から、食糧費は1人1回当たり200円相当を上限とし、1団体につき32,000円相当を、消耗品費は1団体につき年間20,000円相当を事業委託先から実施団体に現物支給する。
- ・1団体が複数校で実施する場合は、1校についての上限とする。
- ・本事業で現物支給できる食材等は別添一覧に示したものに限り、消耗品については必要量を精査し、本事業に必要な物品のみ計上し、できる限りまとめて購入すること。
- ・応募が多数あった場合は、高知県教育委員会が予算内で調整し、上限金額を実施団体ごとに設定する。
- ・事業委託先が実施団体と調整のうえ、前日までに実施に必要な食材等を現物支給する。

④ 保険

- ・食事提供活動支援事業中に児童生徒が負傷した場合、また食事提供活動支援事業が原因で食中毒等が起こった場合に備えて、生産物賠償責任保険と施設賠償責任保険に加入することができる。

⑤ 事業の実施

- ・事業委託先は、実施団体が食事提供活動及び食育活動を実施するに当たり、必要な資料や情報提供を行う。
- ・実施団体は、食事提供活動実施後に、別紙様式3「食事提供活動実施報告書」を別途通知する事業委託先に提出すること。
- ・学校支援地域本部（生涯学習課）の事業と併せて実施することも可能。

(2) 実施にあたっての留意事項

- ①調理にあたっては、エプロン、三角巾、マスクを着用して、衛生的な服装で調理を行うこと。また、手洗いをしっかり行い、手指に傷がある場合や、加熱終了後や非加熱の食材に触れる作業を行う場合は使い捨て手袋を使用するなど衛生に配慮した作業を行うこと。

- ②参加児童生徒が食物アレルギーを有していないか、また、食事に配慮が必要な状況がないかなど、事前に学校と実施団体は確認を行い、安全に配慮した環境整備に努め、食事提供を行うこと。

- ③実施主体は地域のボランティア等であり、活動の手伝い等により、学校関係者に過度の負担がかからないようにすること。また、早朝の学校の鍵の解錠は、学校の事務員や事務職等が実施し、当日は早出勤務の取扱いをする等の工夫を行い、一定の教職員に負担がかからないようにすること。

(3) 提出書類

①事業申請

- ・食事提供活動計画書（別紙様式1）
- ・同意書（別紙様式2）

※提出期限：令和5年5月8日（月）※期限厳守

※提出された食事提供活動計画書等については返却しません。

②事業規模及び選定数等

積算基準額：1団体につき食糧費32,000円（1人1回当たり200円）、消耗品費20,000円相当を上限とする。

応募が多数あった場合は、高知県教育委員会が予算内で調整し、上限金額を実施団体ごとに設定する。

選定数：10団体を選定予定

実施期間：選定結果通知後から令和6年3月8日まで

③決定通知

高知県教育委員会は、食事提供活動支援を決定したときは、当該ボランティア、学校、事業委託先に通知する。

※選定の結果、5月下旬頃に実施団体を決定します。

※補助の対象は、決定通知の日付け以降とします。

④事業実施報告

- ・食事提供活動実施報告書（別紙様式3）を、最終の事業実施日の1週間後までに委託事業先に提出する。

※最終提出期限：令和6年3月15日（金）※期限厳守

4 申請書類の提出先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育委員会事務局 保健体育課

TEL(088)821-4928 FAX(088)821-4849

E-mail : 310501tyousa@ken.pref.kochi.lg.jp